令和９年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

文化活動、社会教育活動への助成

公益財団法人スポーツ安全協会

１．助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とします。

２．助成対象者

営利を目的としない文化関係団体、社会教育団体、障害者支援団体等

・団体には、公益法人、地方公共団体も含みます。

３．助成対象事業及び助成金額

（１）助成対象事業

不特定多数の者（障害者を含む）の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業とします。

事業名：文化活動・社会教育活動普及事業

（２）実施規模

全国、ブロック又は県内単位で実施する文化活動、社会教育活動の振興に資する事業であり、原則として、直接活動する人数が原則５０人以上であること。

（３）事業内容

助成対象団体が自ら主催する大会、交流会、研修会、セミナー、コンクール、発表会等

ただし、次の活動は助成の対象外とします。

・特定の企業名等が活動名についている活動
・営利を目的とする活動
・宗教的、政治的な宣伝意図のある活動
・個人又は一団体、一流派、一会派等のみで行う活動
・練習、合宿等日常活動として行われる活動
・個人的資格取得講習会として行われる活動

（４）申請時の留意点

・当該助成事業は、学校教育に関する事業は対象外とします。
・他の補助金や助成金等との併用は可能ですが、活動内容や経費の棲み分けがされていることが必要です。
・原則として、同一事業は連続３回までとします。

２．助成金額（助成総額（予定）：１，５００万円）

（１）助成金額は次のとおり。助成期間はいずれも単年度。

①全国事業……１事業上限１００万円（助成率１/２以内）

②ブロック又は県内単位事業……１事業上限５０万円（助成率１/２以内）

（２）対象経費等

【対象経費】

・事業に直接要する経費（諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費（臨時雇用者に限る）など）とし、助成期間内に国内の活動で使用した経費。

【対象外経費】

・懇親会、パーティ等に要する飲食等の経費

・保険料

・備品費（３万円以上）

・団体運営のための経常的経費（設備費、給与等）

４．助成対象（事業実施）期間：

令和９年４月１日から令和１０年３月１０日までの間に実施される活動

５．応募方法等

（１）応募方法　Graain（グラーイン、電子申請システム）

○応募に当たっては、Graain から申請してください（郵送、メール不可）。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

○申請に当たっては、下記の書類を作成又は添付の上、提出してください。

（必須項目）

①事業計画書（Graain から入力）

②事業予算書（協会様式、Excel 形式）

③過去２年度の事業実績及び決算書（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除きます。

（条件に合致する場合）

①定款、規約又はそれに類する規定等（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

・条件：過去２年度間に当協会の助成を受けていない場合

※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除きます。

②関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF 形式）

・条件：前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合

（２）応募期間

令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時（時間厳守）

（３）応募（申請）は、１団体につき１事業とします。

【電子申請システム「Graain」の利用方法】

①「Graain」に新規アカウントを作成します。アカウントは Google 以外で作成してください。

https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login

※既に、Graain のアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要です。既存のアカウントでログインしてください。

②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、「文化活動・社会教育活動普及事業」を選択してください。

③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出してください。

＜注意＞

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則として Graain にて通知するので、必ず同システム内の通知を確認してください。

なお、Graain にアカウント登録する E-mail は、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励します。

＜参考＞

詳しくは、以下のマニュアルを参照してください。

・Graain 新規アカウント登録マニュアル

・Graain 利用操作マニュアル

６．選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定します。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがあります。

７．採択基準

採択に当たっては、特に次の事項を総合的に審査します。

・文化活動又は社会教育活動の振興に寄与することが期待できる事業であること

・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること

・事業を実施するための体制、事業計画・予算が適切であり、事業の実施が確実であること

・助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること

・安全管理、傷害の予防、ハラスメントの防止、その他のリスク対応が適切であること

・令和７年４月以前に設立された団体であり、活動実績を有すること

８．採択必須条件

助成事業に採択された場合は、以下の条件を遵守してください。

（１）事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じて文化活動や社会教育活動に親しむ契機となるよう努めること。

（２）安全管理（緊急時の対応計画および暑熱や落雷などの環境リスクへの配慮など)、傷害予防（実施される活動特性に応じた予防策)、ハラスメント防止、その他のリスク対応を適切に行うこと。

（３）傷害保険や賠償責任保険など、活動に応じて必要な保険に加入すること。

（４）助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。

・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。

・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。

・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を表示すること。

・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。

・ＳＮＳ等を活用した活動の広報を行うこと。

上記、※印については、採択時に連絡します。

９．応募～助成期間終了まで

応募受付期間	令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時
助成の決定・通知	令和９年３月上旬（予定）
助成事業の開始	令和９年４月１日
助成金の交付	令和９年６月上旬（予定）

申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けません。

10．助成期間終了後

（１）実績報告書等の提出　Graain（グラーイン、電子申請システム）

実績報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可）。

手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

（２）報告書の提出期限

事業終了後３０日以内若しくは令和１０年４月１０日のいずれか早い日（厳守）

11．留意事項：

（１）次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還していただきます。

①対象事業を中止又は廃止した場合

②報告書の提出を怠った場合

③提出書類に虚偽の記述を行った場合

④決算で助成率が１/２を超えた場合

⑤決算で剰余金が生じた場合

⑥上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合

（２）助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業は連続３回までとします。

（３）事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

12．個人情報の取扱い等

（１）提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱います。

（２）助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表します。

13. お問合せ先

公益財団法人スポーツ安全協会　助成担当（根本、髙橋）

メール：josei@spoan.or.jp

電　話：０８０-８０２５-３００２　（平日１０時～１６時）